

積算システム利用規約

公益財団法人神奈川県都市整備技術センターの「神奈川県版積算システム」の利用に関して、次のとおり定めます。

この利用規約は、神奈川県県土整備局・教育局（以下、「県」という。）が発注した発注者支援業務の受注者（以下、「受注者」という。）に、公益財団法人神奈川県都市整備技術センター（以下、「センター」という。）が運営管理している「神奈川県版積算システム」（以下、「積算システム」という。）を、この積算システム利用規約（以下、「利用規約」という。）に基づき提供します。

なお、受注者は、この利用規約に同意し、申込したものとみなします

（定義）

第1条 利用規約の次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

（1）本サービス

利用規約に基づきセンターが、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）として受注者に提供する積算システム

（2）受注者

利用規約に同意し、本サービスの提供を受ける者

（3）利用責任者

本サービスの利用に係る受注者の責任者であり、受注者が利用申込書に定めた者

（4）受注者設備

本サービスの提供を受けるため、受注者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

（5）本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、センターが設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

（6）ユーザID

受注者を識別するために用いられる符号

（7）パスワード

ユーザIDと組み合わせて、受注者を識別するために用いられる符号

（8）ソフトウェア

本サービスの起動に用いられるアプリケーション

（9）証明書

本サービス用設備との信頼関係に用いる証明

（10）利用期間

神奈川県県土整備局・教育局発注の発注者支援業務の契約書に基づく契約工期

（11）消費税等

消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき、課税される消費税の額ならびに地方税

法および同法に関する法令の規定に基づき、課税される地方消費税の額その他受注者が支払に際して負担すべき公租公課

(利用の許可条件)

第2条 受注者は、別に定める「積算システム利用申込書」(以下、「利用申込書」という。)をセンターに提出し、受注した証をセンターが確認することとします。

- 2 受注者は、センターに利用申込書に定める積算システム利用料金(以下、「利用料金」という。)を支払うものとします。
- 4 本サービスの許可は、受注者のみであり、第三者への貸与は行わないこととします。
- 5 前項の定めにより、センターが発行する「積算システム利用許可書」(以下、「利用許可書」という)をもって、積算システムを提供することとします。
- 6 センターは、本サービスの利用に必要なソフトウェア及び証明書を受注者のコンピュータへインストールを行うものとします。また、コンピュータへのインストールは最大2台までとします。
- 7 センターは、前項を実施するための日程を、利用許可書にて通知を行うものとします。
- 8 受注者は、前項の日程に対し、利用許可書発行日から10日以内に電子メールで依頼をすることとします。

(利用の許可アクセス数)

第3条 利用申込書毎に1接続ライセンスを提供します。

- 2 利用申込書で定められている積算本数(当初設計および変更設計)の作成することを可能とします。
- 3 前項の設定および情報は、センターが発行する利用許可書に該当する情報を記載し、電子メール等で受注者に通知するものとします。

(本サービスを利用するための設備設定・維持)

第4条 受注者は、自己の費用と責任において、センターが定める条件で本サービスを利用するための設備および環境を維持するものとします。

- 2 受注者は、最新のセキュリティ対策を講じた設備で本サービスを利用することとします。
- 3 受注者は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、受注者の設備を用いてインターネットに接続するものとします。
- 4 前項に定めるインターネット接続および本サービスを利用するための環境に不具合がある場合、センターは、受注者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 5 本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、受注等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、センターは、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

(県への報告)

第5条 本サービスの利用に係る情報を、県に報告することとします。

- 2 県に報告する情報は、接続先アドレス、利用時間等、受注者が本サービスを利用するための情報および利用によって発生する情報とします。

3 前項に定める情報は、第26条(秘密情報)、第27条(秘密情報の取り扱い)および第28条(個人情報の取り扱い)に該当しないこととします。

(センターからの通知)

第6条 センターから受注者への通知は、特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または本システムに掲載するなど、センターが適当と判断する方法により行います。

2 第1項の規定に基づき、センターから受注者への通知を電子メールの送信または本システムへの掲載の方法により行う場合は、受注者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信または本システムへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

3 センターとの連絡および確認等は、原則として利用責任者が行うものとします。

(利用期間)

第7条 本サービスの利用は、利用申込書に記載された利用期間とします。

2 利用期間の変更申込は、利用許可書に記載された利用期間が終了する10日前までとします。

3 本サービスの利用期間に変更が生じた場合、第11条(申込内容の変更)により処理するものとする。

4 利用期間内に、第15条(受注者からの途中解除)または第14条(一時的な中断)により利用許可を解除した場合は、解除日を利用期間の終了日とします。

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第8条 本サービスの利用料金、利用申込書に定めるとおりとします。

(利用料金の支払方法)

第9条 受注者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を利用申込と同時に、センターが指定する金融機関に支払うこととする。なお、支払に必要な振込手数料およびその他の費用は、受注者の負担とします。

2 受注者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、受注者が自らの責任と負担で解決するものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。

(利用料金の返金)

第10条 本サービスの利用料金に返金が生じた場合、返金をする金額から振込み手数料を差し引いた額を返金するものとします。

(申込内容の変更)

第11条 受注者は、利用条件に変更がある場合は、センターが定める所定の手続きにしたがって、利用変更申込を行い、センターがこれに対し利用変更許可書を発行したときに成立するものとします。

2 受注者は、利用責任者に変更が生じた場合、センターが定める所定の手続きにしたがって速やかに利用責任者の変更を、センターに報告するものとします。

(変更通知)

- 第12条 受注者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の記載事項に変更があるときは、センターに、変更予定日の14日前までに報告するものとします。
- 2 受注者が前項に従った報告を怠ったことにより、受注者が損害を被った場合であっても、センターは、一切の責任を負わないものとします。

(提供の停止)

- 第13条 センターは、本サービスの受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、積算システムの利用を禁止することができるものとします。
- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、利用規約に違反したことにより、利用を禁止されたことがあるとき
- (2) 利用申込書または利用変更申込書に虚偽の記載があったとき
- (3) 受注者が、第三者への貸与、提供、情報の漏えいを行った場合
- 2 前各項に定める事由のいずれかにより、本サービスを提供できなかったことに関し、受注者が損害を被った場合、センターは一切の責任を負わないものとします。

(一時的な提供の中断)

- 第14条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者へ事前の通知を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 本サービス用設備等の定期点検を行うため、受注者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 受注者が、第13条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合または受注者が利用規約等に違反した場合には、受注者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 4 前各項に定める事由のいずれかにより、本サービスを提供できなかったことに関し、受注者が損害を被った場合、センターは一切の責任を負わないものとします。

(受注者からの途中解約)

- 第15条 受注者は、解約する趣旨をセンターに通知することにより、本サービスの利用を解約することができるものとします。
- 2 受注者からの途中解約による場合、利用料の返金を行わないものとする。

(本サービスの廃止)

- 第16条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを廃止するものとし、廃止日をもって利用制限をすることができるものとします。

- (1) 廃止日の 3 1 日前までに受注者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(利用期間終了後の処理)

第 1 7 条 受注者は、本サービスを利用するため、コンピュータにインストールしたソフトウェアを利用期間終了後、センターが立会いのもと受注者自らが消去することとします。

- 2 センターは、前項を実施するための日程を、利用期間終了後、受注者に通知することとします。
- 3 受注者は、前項の通知から 1 0 日以内に、電子メールでセンターに依頼することとします。
- 4 受注者の設備に格納された、ソフトウェアおよび本サービスに関わる資料等は、受注者の責任で消去するものとします。

(本サービスの種類と内容)

第 1 8 条 センターが受注者に提供する本サービスの種類、サポートおよびその内容は、別紙 A に定めるものとします。

2 受注者は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第 3 0 条 (免責) 第 1 項各号に掲げる場合を含め、センターに起因しない本サービスの不具合が生じる場合があること

(2) センターに起因しない本サービスの不具合については、センターは一切その責を免れること

3 次の事項については、受注者へ提供されないものとします。

(1) 受注者のソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

(2) 受注者の記録媒体 (C D - R、D V D、フロッピーディスクなど)、用紙等の消耗品の供給

(3) 受注者が登録したデータの内容確認、変更依頼等に関する対応作業

4 受注者は、利用規約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを了承するものとします。

(本サービスの提供区域)

第 1 9 条 本サービスの提供区域は、利用規約等で定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(受注者の責任)

第 2 0 条 受注者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。受注者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2 本サービスを利用して、受注者が提供または伝送する情報については、受注者の責任で提供されるものであり、センターはその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3 受注者がその故意または過失によりセンターに損害を与えた場合、センターに対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(ユーザIDおよびパスワード)

第21条 受注者は、ユーザIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう、厳重に管理するものとします。ユーザIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により受注者自身およびその他の者が損害を被った場合、センターは一切の責任を負わないものとします。受注者のユーザIDおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て受注者による利用とみなすものとします。

2 第三者が受注者のユーザIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は受注者の行為とみなされるものとし、受注者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為によりセンターが損害を被った場合は受注者が当該損害の賠償を行うものとします。

(バックアップ)

第22条 受注者は、本サービスの利用で提供または伝送するデータ等は、受注者が自らの責任でデータ等のバックアップを保存しておくものとし、センターは、データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

2 センターは、システムの運用、維持のため、必要なデータのバックアップを行います。システムの障害等が発生した場合は、システムの復旧のみに利用するものとします。

(禁止事項)

第23条 受注者は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) センターもしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- (3) 利用規約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはセンターもしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (11) 第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (12) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
- (13) 本サービスに関するソフトウェアの修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリン

クをはる行為

- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにセンターに通知するものとします。
- 3 センターは、本サービスの利用に関して、受注者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または、受注者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に受注者に通知することなく、センターは、受注者との利用許可を解除することができるものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

- 第24条 センターは、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく受注者にその旨を通知し、修理または復旧するものとします。
- 2 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、修理または復旧します。

(再委託)

- 第25条 センターは、受注者に対する本サービスの提供に関して、必要となる業務の一部をセンターの判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、センターは、当該再委託先(以下、「再委託先」という。)に対し、第27条(秘密情報の取り扱い)および第28条(個人情報の取り扱い)のほか再委託業務の遂行について、利用規約等のセンターの義務と同等の義務を負わせるものとします。

(秘密情報)

- 第26条 本サービスおよび利用規約等に関する、秘密情報とは、本サービス遂行のため受注者より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、受注者が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報をいいます。

(秘密情報の取り扱い)

- 第27条 受注者およびセンターは、本サービス遂行による情報を、第三者に開示または提供しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前各項の定めにかかわらず、受注者およびセンターは、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、受注者およびセンターは、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができな

い場合は開示後すみやかにこれを行うものとしします。

- 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとしします。
- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、「資料等」という。）を複製または編集（以下、「複製等」という。）することができるものとしします。この場合、受注者およびセンターは、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとしします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとしします。
- 5 前各項の規定に関わらず、センターが必要と認めた場合には、第25条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、受注者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を提供することができること。ただし、当該秘密情報に関してセンターは利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとしします。
- 6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等を相手方に返還し、秘密情報が受注者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを適切に消去するものとしします。
- 7 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとしします。

（個人情報の取り扱い）

第28条 受注者およびセンターは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとしします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または提供しないものとしするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとしします。

- 2 個人情報の取り扱いについては、第27条（秘密情報の取り扱い）第3項および第6項の規定を準用するものとしします。
- 3 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとしします。

（損害賠償）

第29条 センターは、本システムの使用により付随または関連して生じる直接的または間接的な損失・損害等について、いかなる場合においても一切の責任を負わないものとしします。

- 2 受注者が本利用規約に反し、センターに損害を与えた場合は、受注者はその損害に係る費用を賠償することとしします。

（免責）

第30条 本サービスまたは利用規約等に関して、センターは、以下の事由により受注者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとしします。

- （1）天災地変、騒乱または暴動等の不可抗力
- （2）本サービス用設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、

受注者の接続環境の障害

- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) センターが、第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理の注意をもってしても、防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 受注者等が、セキュリティ対策を怠ることに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち、ソフトウェア（OS、ミドルウェア）およびデータベース（ハードウェア）に起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) センターの責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (11) その他センターの責に帰すべからざる事由
- 2 センターは、受注者が本サービスを利用することにより、受注者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

（利用規約の変更）

- 第31条 センターは、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、受注者の利用条件の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。
- 2 センターは、前項の変更を行う場合は、31日の予告期間をおいて効力を発生させるものとし、変更後の利用規約の内容を受注者に通知するものとします。

（知的財産権等）

- 第32条 受注者に提供される本システムおよびソフトウェア等については、その著作権および知的所有権等のすべてをセンターまたは、センターにソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。
- 2 受注者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

（権利義務譲渡の禁止）

- 第33条 受注者は、利用規約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

（合意管轄）

- 第34条 受注者とセンターの間で訴訟の必要が生じた場合には、センターの所在地（神奈川県茅ヶ崎市）を管轄する裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 3 5 条 利用規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第 3 6 条 利用規約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合、センターおよび受注者双方で協議し解決を図るものとします。

附 則

平成 2 6 年 4 月 1 日

附 則

平成 2 8 年 4 月 1 日

別紙A

本サービスの種類

提供方法：インターネットによるASP方式(Application Service Provider)

セキュリティ：Webサーバの監視

通信は、SSLサーバ証明書による暗号化
IDとパスワードによる受注者の識別
システムへのアクセスログと操作ログ管理

利用時間：365日（年末年始を除く）

原則、午前8：00～午後10：00（1日14時間）
（基準更新および機器メンテナンス等による運用の一時停止および天災や
機器障害等の不可抗力による運用の停止あり）

サポートサービス

問合せ時間：月曜日から金曜日 午前9：00～午後5：00
（祝祭日、年末年始を除く）

問合せ内容：積算システムの起動に関すること
積算システムの障害に関すること
設計書の作成方法や歩掛りに関する問合せは対象外